

第18回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年12月25日(水)午後3時00分から午後3時58分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員(20名)

会長	23番	中村富士男
会長職務代理者	22番	松本 誠
	2番	佐渡 孝徳
	3番	佐藤 雅典
	4番	多田 篤
	5番	渡邊ひろ子
	7番	橋本 浩弥
	8番	田村 信夫
	9番	廣瀬 敏文
	10番	棚 範貴
	11番	長谷川 旭
	12番	酒井はやみ
	13番	佐藤 敏博
	14番	山口 和裕
	15番	萬谷 司
	16番	小野寺和也
	17番	小林 信也
	18番	遠藤 貴之
	19番	吉田 正宏
	20番	黒田 龍司

4 欠席委員(3名)

1番	澤邊 佳範
6番	佐藤 悦啓
21番	中村 政昭

5 議案

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

- 第1号 農地所有適格法人報告書の受理について
- 第2号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について
- 第3号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について

議案

- 第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について
- 第2号 農用地の買入協議に係る要請について
- 第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
第5号 現況証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	木村 純一
忠類支局長	吉仲 有希
農地振興係長	今城 和智
農地振興係主査	稲垣 昂太
農地振興係主査	高坂 花織

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第18回農業委員会総会を開催いたします。 次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に13番佐藤委員、14番山口委員を指名いたします。よろしくお願いします。 次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定に基づき、1番澤邊委員、6番佐藤委員、21番中村委員から欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。
議長	次に、報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。 事務局から報告第1号について、説明をいたします。
事務局	報告第1号、農地所有適格法人報告書の受理について、農地所有適格法人報告書の受理について、次の法人より提出があり、書類等の内容を確認したので報告いたします。 提出された報告書は、書類等完備されておりましたので、受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。
議長	次に、報告第2号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。 事務局から報告第2号1番から4番について、説明をいたします。

事務局	報告第2号、所有権移転に係る利用調整結果の報告について、公益財団法人幕別町農業振興公社が実施した所有権移転に係る利用調整結果を報告いたします。 案件は、議案書1ページから2ページの、今月13日、16日に町公社が利用調整を行った4件で、1番及び3番から4番は、保有合理化事業となっております。以上で報告を終わります。
議長	報告第2号1番から4番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第2号を終わります。
議長	次に、報告第3号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。 事務局から報告第3号1番から2番について、説明をいたします。
事務局	報告第3号、農地台帳整備に係る現況地目の確認について、農地台帳整備に係る農地の現況地目について、下記のとおり確認したので報告します。 案件は、議案書3ページの2件でございます。今月17日に現地調査を行い、現況について記載のとおり確認しております。以上で報告を終わります。
議長	報告第3号1番から2番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第3号を終わります。
議長	次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 議案第1号1番から21番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第1号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。 【議案第1号1番から21番について、議案書をもとに朗読】 1番から2番の案件は利用調整のため、3番から9番の案件は借換えのため、10番から21番の案件は売買のため、合意解約するものであります。これらの案件につきましては、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。お諮りいたします。 議案第1号1番から21番に伴う通知書の内容に基づく合意解約の成立状況について、異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第1号1番から21番に係る通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。
議長	次に、議案第2号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。 議案第2号1番から3番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第2号、農用地の買入協議に係る要請について、旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整の申し出があった下記の農地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れが特に必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定に基づき、要請をすることについて審議を求めます。 【議案第2号1番から3番について、議案書をもとに朗読】 以上の案件は、報告第2号の幕別町農業振興公社が利用調整を行った案件のうちの3件でございます。幕別町に対しまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定に基づき、要請をするものであります。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第2号1番から3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第2号1番から3番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第3号「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利

用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案第3号1番から2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第3号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について審議を求めます。

【議案第3号1番から2番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページのとおりに、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番

9番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号1番から2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号1番から2番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号3番から6番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号3番から6番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書2ページから3ページのとおりに、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14番

14番説明します。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号3番から6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号3番から6番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号7番から12番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号7番から12番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書4ページから6ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番

19番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号7番から12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号7番から12番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号13番から18番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号13番から18番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書7ページから9ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14番 14番説明します。これらの案件は後継者への借換えであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号13番から18番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号13番から18番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号19番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号19番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書10ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番 2番説明いたします。この案件は、令和6年9月に町公社が利用調整及び買入要請を行った案件であります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号19番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号19番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号20番から21番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号20番から21番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書10ページ下段から11ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番

16番説明します。これらの案件は、本年9月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号20番から21番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号20番から21番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号22番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号22番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書11ページ下段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番

19番説明いたします。この案件は、今月13日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号22番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号22番は原案のとおり決定いたしました。

た。

議長

次に、議案第3号23番から24番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号23番から24番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書12ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番

17番説明いたします。これらの案件は、令和6年1月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号23番から24番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号23番から24番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号25番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号25番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書13ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

10番

10番説明いたします。この案件は、令和6年11月に町公社が利用調整及び買入要請を行った案件であります。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第3号25番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第3号25番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第3号26番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号26番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書13ページ下段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
3番	3番説明いたします。この案件は、令和6年11月に町公社が利用調整及び買入要請を行った案件であります。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第3号26番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第3号26番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案第4号1番から2番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。 【議案第4号1番から2番について、議案書をもとに朗読】 以上の案件は、別添農地法第3条調査書1ページから2ページのとおり、農

地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番

2番説明いたします。これらの案件は、後継者への使用貸借期間満了に伴う権利の再設定でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号1番から2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号1番から2番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号3番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号3番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添農地法第3条調査書3ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番

19番説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借による経営継承でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号3番は原案のとおり決定いたしました。

議長	次に、議案第4号4番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号4番について、議案書をもとに朗読】 以上の案件は、別添農地法第3条調査書4ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
9番	9番説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借による経営継承でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第4号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第4号4番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第4号5番から6番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号5番から6番について、議案書をもとに朗読】 以上の案件は、別添農地法第3条調査書5ページから6ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
14番	14番説明します。5番の案件は、後継者への使用貸借による経営継承であり、6番の案件は、後継者への使用貸借期間満了に伴う権利の再設定でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第4号5番から6番について、原案のとおり決することに異議ございま

せんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号5番から6番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号7番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号7番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添農地法第3条調査書7ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借による経営継承でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号7番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号8番から9番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号8番から9番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添農地法第3条調査書8ページから9ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

10番 10番説明いたします。これらの案件は、本来、地区担当委員は松本代理でありますので、現地調査には私が代わりに出席しておりますので、私の方から説明いたします。

今月17日に田村委員、佐藤悦啓委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局

説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号8番から9番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号8番から9番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号10番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号10番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添農地法第3条調査書10ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14番

14番説明します。この案件は、前耕作者の後継者への借換えでありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号10番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号11番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号11番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添農地法第3条調査書11ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員である私から、補足説明をいたします。

この案件は、今月17日に田村委員、佐藤悦啓委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

この案件の質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号11番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号11番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号12番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号12番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添農地法第3条調査書12ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番

17番説明いたします。この案件は、今月17日に田村委員、佐藤悦啓委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号12番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号13番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号13番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添農地法第3条調査書13ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3 番

3 番説明いたします。この案件は、今月17日に田村委員、佐藤悦啓委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号13番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号13番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号14番から16番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号14番から16番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添農地法第3条調査書14ページから16ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7 番

7 番説明いたします。15番、16番の案件は、本来、地区担当委員は吉田委員ですが、現地調査には私が代わりに出席しておりますので、私の方から説明いたします。

これらの案件は、今月17日に田村委員、佐藤悦啓委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号14番から16番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号14番から16番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号17番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号17番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添農地法第3条調査書17ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。この案件は、今月17日に田村委員、佐藤悦啓委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号17番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号17番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号18番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号18番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添農地法第3条調査書18ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番 16番説明します。この案件は、今月16日に多田委員、佐藤敏博委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第4号18番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第4号18番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第5号「現況証明について」を議題といたします。 議案第5号1番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第5号、現況証明について、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。 【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】 以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員である私から、補足説明をいたします。 この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に田村委員、佐藤悦啓委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。 この案件の質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第5号1番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第5号2番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第5号2番について、議案書をもとに朗読】 以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番 17番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に田村委員、佐藤悦啓委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたしますします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号2番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第5号3番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号3番について、議案書をもとに朗読】

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番 16番説明します。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月16日に多田委員、佐藤敏博委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたしますします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号3番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第5号4番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号4番について、議案書をもとに朗読】

以上で議案の説明を終わります。

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
4 番	4 番説明します。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月16日に佐藤敏博委員、小野寺委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第5号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第5号4番は原案のとおり決定いたしました。
議長	議案は以上であります。 これをもちまして、第18回農業委員会総会を閉会します。
事務局長	ご起立願います。お疲れ様でした。